

第2回鹿児島地方裁判所委員会議事録

1 開催日時

平成16年6月7日（金）午後1時30分～午後4時05分

2 場 所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）江藤孝，佐藤武彦（委員長），鈴木望，田原秀子，たもつゆかり，
豊重哲郎，平田 豊，堀之内孝子，堀之内保隆

（庶務）堀ノ内考造事務局長，千住敏彦総務課長，永田良寛総務課課長補佐

（オブザーバー）中島文生民事首席書記官，山村秀之刑事首席書記官

4 議事

- ・ 佐藤委員長あいさつ
- ・ 新委員（江藤孝，鈴木望，堀之内保隆）の自己紹介
- ・ 堀ノ内事務局長による議事テーマに関する説明（鹿児島地方裁判所における実情並びに配布資料説明）
- ・ 佐藤委員長及び平田委員による補足説明
- ・ 討議（○委員長，■A～H委員，▲庶務）
- ・ 市町村を通じての広報活動の在り方（資料2関係）
 - A 私達が病気になった時には，当然のように医者に駆け込み診察してもらいます。ところが，法律問題が生じた時には，同じように直ぐに弁護士に依頼するかというと，そうではありません。お金が幾らかかるかが心配で，駆け込むのには相当の勇気が必要です。それで，弁護士になっている教え子達に対して，「そういうことではいけない。何とかならないのか。」と言っていますが，なかなか改善されません。それに

比べて、今回の資料を見せてもらって、裁判所がこれだけの素晴らしいものを作成し配布していることに正直びっくりしています。特に、簡裁事件の手續パンフレットについては、コピーして学生に配布し講義で利用したいと思っています。どの範囲までコピーしていいのか、また、オープンにしているのかを、教えてください。

- ▲ 写真、イラスト等で、最高裁やパンフレット作成業者に著作権のあるものについては事前の承諾が必要になりますが、それ以外のパンフレット類については、自由にコピーして配布していただいて結構です。

なお、種類によっては裁判所に在庫が多数存在するものがあります。必要なパンフレットの種類と必要数を申し出ていただければ、適宜提供することも可能です。

- B DV関係について述べさせていただきます。DVの事例として、被害者が県の婦人相談所や警察に相談せずに市町村の男女共同参画課の窓口へ来た場合で、直ぐにでも保護命令を求めなければならないケースであるにもかかわらず、窓口担当者が添付書類等の書き方をアドバイスできないことが多々あります。このDVのパンフレットは非常に良くできており、これが窓口担当者の手元にあると先述のケースでも充分に対応できると思われることから、これまでの裁判所の資料の配布方法は非常にもったいないと感じています。

私は、仕事から市町村に伺う機会が多いのですが、裁判所のパンフレット類を見かけたことはありません。想像するに、市町村等に対しては、県を始めとする公共機関等から多くのパンフレットが送られて来ますので、係が受け付けて上の方へ決裁を上げて、その後はお蔵入りというパターンが多いのではないのでしょうか。市町村の相談窓口では、先述したDV関係の相談事務の例に限らず、個々の生活が複雑かつ多様化していることから、相談業務に苦慮することが多く、その相

談ニーズにどう応えるかが大きな問題となっています。そこで、裁判所は、広報物を配布するという方法だけに止まらず、相談に関わる担当者に対して直接的に情報を提供するということはできないものかと考えています。例えば、先述のDVで言えば、県がDVの研修をやる際に、裁判所側（職員）が出てきてもらって、保護命令の申立書の書き方等を直接教えるといった、一步進んだ広報態勢が必要なのではないのでしょうか。

○ 裁判所の広報は「送りっぱなし」、「必要な部署へ届いていないのではないか」という、厳しい指摘と、御提案をいただきました。

■C 平成14年にDV制度ができた際、鹿児島地裁の方で、婦人相談所長、婦人相談員の方々、県警察本部のストーカー対策の方、弁護士等が集まっていたいて、このDVのQ&Aを示して説明し、これを関係部署に配ってくださいとお願いしました。

また、その年開催された県の婦人保護関係機関連絡協議会に、こちらから裁判官と書記官2人が出向いて、県の職員の方にもQ&Aをコピーして配布しております。ただ、先程の■B委員の意見を聞くと、あまり浸透していないようですので、どうやって活かしているのか御意見をお聞かせください。加えて、DV法が今回改正されましたので

そのきっかけにもなることから、併せて広報の一環としていい案があれば聞かせていただきたいと思います。

○パンフレット配布先について、事務局はどういう基準で配布先を決定しているのですか。

▲ これまでの慣行に従って配布しています。

■D 私はパンフレットをいっぱい送って来られても興味を持ちません。多分、一般市民の人たちも同様に市町村の窓口を訪れて、そこにパンフレットが置いてあっても、特別の人たち以外は興味を持たないと思

ます。私は保護司をやっていますが、保護司連盟では支部ごとに年2回の研修会を実施しています。その場でこのDVのパフレットを配布すれば、参加者は興味を持つと思います。なぜなら、保護司として扱う対象者は、DVが原因で非行に走った末に保護司を必要とするケースが多いからです。ですから、是非、保護司連盟と相談していただきたいと思います。それが効率的な配布の方法の一つになります。

保護司は法務省管轄ですが、毎年7月1日からの1ヶ月間は、社明運動という社会を明るくする運動月間を催しています。同月間中は、パンフレットやポスターを掲示するほか、県内96市町村において、スローガン等を記載した横断幕を広報車に取り付けて街宣活動を行っています。この運動は世間にかかなり浸透していますので、裁判所もこの運動とタイアップして宣伝活動を行ったらどうでしょうか。これまで高かった敷居を低くできるような独自の運動を展開するのも必要であると思います。

毎月1回発行の県政かわら版にパンフレットの掲載を依頼しての宣伝活動を考えるはいかがでしょうか。パンフレットの配布を依頼するよりも、目に触れる機会は間違いなく増え、裁判所に対する認識も変わるものと思います。

- 第一点は、実際に困っている人に対して情報が届くことはもちろん大事だけれども、それらの人たちから相談を受けている人たちに届くことがより大事であるという意見でしたが、例えば、保護司、民生委員の他にはどのような人たちが考えられますか。

- D 一例ですが、公設病院には相談窓口があって、福祉事務所の出向職員が配置されているケースがあります。主に出産トラブルの相談窓口として機能していますが、民生委員と保護司の中間に位置するような立場で、入院患者に対して指導助言を行っています。

○ 身近な所で、地域に根を降ろして活動されている人や団体を掘り起こして、そこに対して、パンフレットが届くような工夫が必要であること、他の機関の街宣活動に便乗する方法、県の広報誌を利用する等の方法を紹介していただきました。

■A 大学へはいろいろなパンフレットが郵送されて来ますが、私は、必要なもの、それも必要な部分だけをピックアップして読むほかはほとんど読むことはありません。私が思うに、これらのパンフレット類が読まれていない理由は、余りにもいろいろな種類のものがあるからで、関心のある人間が関心のある記事しか読まないということだと思えます。そうすると、読んでくれるであろう関心のある人たちを発見する努力が大切になると思います。

また、先ほど県の広報誌を利用するという意見がありましたが、市町村単位でも発行している広報誌は多数あり、それらを利用することも考えてはいかがでしょうか。

■H 私の携わった事件で、高金利で金を貸して、暴利を貪っているという事件があって、その被害者の供述調書を読むと、そういう人たちは日ごろの金策に追われて周りの生活に目が行っていないことが分かります。当然、警察や裁判所には行かないので、特定調停や破産がどういものか分かりません。そして、最後の最後になって、もうどうにもならないという状況で知ることが多いのです。そこで、そういう人たちでも、必ず行くと思われるコンビニやスーパーマーケットに置くことを考えてはいかがでしょうか。

司法修習生時代に弁護士の法律相談に行ったことがあります。その際、ある弁護士が、口頭で説明するよりも裁判所作成のパンフレットを配布する方が理解を得やすいということで、実際に配布していたという記憶がありますので、弁護士会にはもっと多くのパンフレット

を提供するようにしたらどうでしょうか。

裁判所の窓口を訪れた人達に対して、どうして裁判所に訪れたかをアンケート等の方法で把握し、配布先を検討する資料にしてはいかがでしょうか。

- ▲ 統計を取っているわけではありませんが、特定調停の相談に来られた方々の話では、概ね、そのきっかけは市役所の市民相談、消費者センター、司法書士会、弁護士会の法律相談、警察署などに集約されるようです。私どもも、最も効果的な配布先を検討する必要があることは認識していますし、現在の配布先でパンフレットがどういうふうにご利用されているかを検証する必要もあります。今後は、可能であれば、ただ送付するだけでなく、パンフレットを持参の上より有効的な利用をお願いするとともに、これまでどういう利用の仕方をされているのか、市民の皆様の反応はどうかなどを掴んでみたいと思っています。そして、その結果を踏まえ、より効果的な配布方法を考えたいと思っています。

- C ここで原点に戻って委員の皆様の意見をお聞きしたいのですが、そもそも裁判所が積極的に広報活動をして、いらっしやい、いらっしやいということが良いのかどうかということです。例えば、先ほどのコンビニに破産のパンフレットを置くというのはいかがでしょう。少し違和感はありませんか。つまり、コンビニに「破産したらどうですか？」というようなパンフレットが置かれると店は困ると思うのです。リストラで生活が苦しい、あるいは、病気で生活が苦しいなどで、どうしようもなくなり生活が立ち行かないという人たちには破産を利用していただきたいということがあるのですが、一方で、贅沢品等を購入して生活が苦しくなった人たちに対して、破産はどうですかというのは少しおかしいのではないかという意見は結構多いと思います。この破産の例を含めて、

そもそも裁判所が積極的にいろいろと広報活動を行うことが果たしてよいのかどうか、委員の皆様はどう考えられるのでしょうか。

- これはかなり本質論にかかわる問題だと思われます。ただ、おそらく、裁判所の業務内容を、本当に裁判所を必要としている所へ早く知らせることで、そして本当に裁判所を利用したいという人たちに裁判所は利用されなければいけないということについては、皆様の一致するところだと思います。ところで、先日開催された家庭裁判所委員会で、ある委員から、テレビやラジオを通じて、「御家庭で何かお困りの事はありませんか。そういうときには家庭裁判所へどうぞ」という内容の家裁スポット的な広報をしてはどうかという提言がありました。この提言に対しては、あまりやりすぎると、うまくやっている家庭はともかく、我慢しながらやっている家庭に対して、紛争を助長するようなニュアンスになりはしないかという懸念から、その恐れがある以上消極的であるという反対意見と、それとは逆に、裁判所がそういう広報はやっていいんだ、それを見て申立てをするかどうかは本人たちの問題であって、これまで裁判所が遠い存在だと言われていたことを払拭することが大事であるという賛成意見がありました。この問題も、
■ C委員の問いかけと通ずるところがあると思うのですが、裁判所の広報としては、いったいどの程度までが許されるのか、どなたか意見はありませんか。

- H 破産の手続で、原因が遊興費等の場合は、免責されないということは理解していますが、そもそも制度として知られていないという現状がある以上、積極的に広報して行くことは必要なことだと考えます。こういう制度があることを知って、更にどんどん借金したり金を使おうという人がいるかもしれませんが、そういう人は最終的に免責されないというペナルティがあるわけですから、それらの隘路を踏まえても、

長期的に見ると、破産や特定調停等の債務整理の制度が国民の中に浸透し根付いていくのであれば、制度自体の周知のための積極的な広報は必要だと思います。ただし、置く場所としてコンビニエンスやパチンコ店を考えるに当たっては、慎重に検討すべきであるということに異論はありません。

- A 裁判所を利用したいが敷居が高く利用できないと思っている人は多いと思いますので、広報活動はしっかりした方がいいと考えています。

本論に直接関係はありませんが、先ほども述べたとおり、本来弁護士を通じて裁判所を利用するという姿があるべきところ、法律問題が生じた際、直ぐに弁護士の所に駆け込むという状況にはありません。弁護士会も努力されており、当番弁護士制度等があることは知っていますが、もっと国民を救えるのは自分たち弁護士であり、それにはいろいろな制度があるということを周知すべきであり、大切なことだと思います。

- D 私は、裁判所が積極的にこういう制度があると広報したとしても、永久に敷居が高いという感じはなくなるのではないかと思います。率直に言って裁判所は、裁判をして判決を出すところだというような理解しか得られないのではないのでしょうか。例えば、裁判所に、道路交通法違反で出頭しなければならない場合、裁判所に出入りするだけでも、後ろや周囲を気にして見回す人が多い。これこそが、一般の人が裁判所に対して持っているイメージを如実に表すものではないのでしょうか。

大切なことは、法律問題で困った人たちが、裁判所に行く前に、まず相談窓口がどこにあるかということを知ることです。相談窓口がどこにあるか知っている人は相談できるけれども、知らない人はそのまま困っているだけです。離婚問題にしても、サラ金問題にしても、最

初から裁判所に足を運ぶという人はまだまだ少数だと思います。ですから、裁判制度があるという程度の認識を持たせるためと、相談窓口をオープンにする意味からも、必要最低限の広報は必要なのではないでしょうか。そして、裁判所に行く前に相談を受ける機関に対して、パンフレットを優先的に送付することがより重要だと思います。

- E 私どものテレビ局には告知板的な番組がありますが、新しいパンフレットができた時に、番組の中で取り上げてくれと依頼してくれれば、前向きに善処できるはずです。その他、まずマスコミの人と親しくなっていて、局の都合もありますが、月に1回程度はQ & A的な広報をやってもいいのではないかと思います。一例ですが、現在大人気の「行列のできる法律相談所」という番組がありますが、少なくとも国民は関心を持って見ているという事実があります。裁判所側から、積極的に局側にアプローチしていただいて、月に1回裁判所をピアーする番組を持ち、それもこういう時代だからタレント的な名物裁判官が出演しても面白いのではないのでしょうか。

弁護士会や司法書士会が特定した日を設けて実施している法律相談を、裁判所でも丸一日を使用してやってみてはいかがでしょうか。

配布したパンフレットが、配布先においてどういうふうにご利用されているか不明であるという活用の仕方では、国費の無駄遣いと言われても仕方がないと思います。それよりも、パンフレットをカラースキヤナーで取り込んでホームページにアップすれば、パンフレットとホームページの両方について有効な利用が可能となると思います。

パンフレットの配布先については、デパートや県の出先機関の雑誌カウンターに置けばいいのではないかと思います。

携帯電話がこれだけ普及しているのですから、携帯のナビゲーション機能を利用しない手はないと思います。特に若者の携帯電話保有率

は高く、「裁判所って何」というようなサイトを見れるようにすればいいのではないのでしょうか。

- F 裁判所が作成したパンフレット類は分かりやすく、素晴らしいものだと思います。これらのパンフレット類を効率的にピーアールすることが大切になると思います。いろいろな裁判制度と裁判所がこれからどうするかを含めて国民に知らせることが必要だと思います。広報の方法としては、市町村等の行政機関に備え置きを依頼する方法、新聞やテレビ等のマスコミを利用する方法が考えられます。マスコミについては、定期的に情報を流すのがよいのではないのでしょうか。また、ホームページについては、余り知られていないようなので、ホームページを開設したこと、そしてそのホームページには、法廷傍聴、模擬裁判、出張講義ができること等が掲載されていることを、マスコミを通じて周知したらいかがでしょうか。

- ホームページを用いた広報の在り方（資料3関係）

- ホームページの現状及び今後の展開について、何か御意見はありますか。

- A ホームページには、下級審の判例が掲載されていますか。

- ▲ 掲載されています。事務局、民事、刑事及び簡裁の各代表者で構成される判例選定委員会において、ホームページに掲載することが相当と思われる判例を抽出し、180日間掲載しています。（本日現在で6件掲載）

- B 鹿児島地裁に対するアクセス件数はどのくらいでしょうか。

- ▲ ホームページの構造的な問題になるのですが、下級裁のホームページについては、最高裁判所のホームページ下層ページとして存在していますので、残念ながら把握できません。

- 各種団体からの法廷傍聴の申し入れに対する対応について（資料4関係）

○ この点については、現在、鹿児島裁判所でも充実化を図っているところですが、昨年、裁判官を中心とする司法アクセスサポート委員会を立ち上げましたので、法廷傍聴に対応する態勢は万全です。

■ E 大変申し訳ありませんが、裁判所は建物も内容も堅い感じがして、リラックスできないという感じがします。女性蔑視と捉えられると困るのですが、私どもマスコミは、柔らかい雰囲気を出すために、受付に女性を配置しています。裁判所でも、法廷傍聴に訪れた人を案内する際には、若い女性に担当させたらいいと思います。ただ、予算的なこともありますので、特別に案内する人を雇うのではなく、職員の中に若い女性がいらっしゃるようですので、一つの方法として考えて見たらどうでしょうか。広報の方法としては、天文館のミルボード（大型電光掲示板）を利用すればいいと思います。あるいは、電車の宙吊り広告を利用する方法も考えられます。町中の広告塔は、国土交通省の許可を得れば、無料で利用できることを記憶していますので、そういうのも積極的に利用したらどうでしょうか。

▲ ミルボードについては、以前、憲法週間等の周知する際に利用したことがあります。利用代金は、6、7万円だったと思います。

法廷傍聴の総合案内は庶務係の女性職員が担当しており、法廷傍聴後の感想文を見ると、担当者が明るい感じで好感が持てたというものが結構あります。

■ A 資料からは刑事裁判の法廷傍聴が多いようですが、民事裁判は人気がないのですか。

○ 民事裁判よりも刑事裁判が分かりやすいということ、また、刑事裁判は1回で結審して終局になることが多いから、というようなことが理由ではないでしょうか。

■ C 法廷傍聴のシステムは、実際に法廷傍聴をしていただいた後に、担当

裁判が次の事件が入っていない場合に限り、傍聴していただいた事件について5分から10分の説明を行います。その後、別の裁判官が、30分程度一般的な質問に応じます。

■A 傍聴する側に対しては、色々配慮してもらっているようですが、傍聴される側から、傍聴されるのは嫌だという意見はでませんか。

■C 見学に適さない事件は傍聴を遠慮してもらっています。もちろん裁判は公開が原則で傍聴は自由なのですが、例えば、暴力団の抗争事件などは遠慮してもらっています。

なお、弁護士等に対して、傍聴して構わないかということは聴いておりません。

• 中高校生向けの模擬裁判，法廷傍聴，出張講義など（資料5関係）

○ 現状を説明しますと、中高校生の法廷傍聴は、長い歴史の中で自然発生的に行われてきました。例えば、小学生の遠足とタイアップする形式だったり、中学校の社会科教育の一環として行われたりしており、かなり慣例化されていると言えます。

なお、新たな呼びかけはしていません。

法廷傍聴の際には、法廷で法服を着てもらい、刑事裁判のシナリオに基づいて、刑事裁判の流れを体感してもらっています（生徒達に模擬裁判を即興で演じてもらいます。）。棒読みにはなりますが、感想文などからはとても好評のようです。

また、近々、ある県立高校で、その高校のOB裁判官が、出張講義を行うことになっています。

■B 前後しますが、まず地域社会との関わり方について述べさせていただきます。地域社会には法律的な相談を受けるべく弁護士がいません。したがって、市町村の窓口で法律がらみの相談を受けることが多くなりますが、専門家ではないため対応に苦慮しています。市町村で弁護士に相

談業務を依頼したくても、高額の報酬のため予算的にお願いすることができない状況です。したがって、これからの地域社会の住民はリーガルリテラシーが必要となります。法律を生活に取り入れることがとても大事なことなのです。例えば社会で働く女性について言えば、職場で抱えている不満の8割は、雇用機会均等法さえ知っていれば解決できると言われています。大半がそれを知らないから不満を抱えたままです。法律を自分のもの、味方にするのが大切なことなのです。

次に、学校教育との関わり方について述べさせていただきますが、学校教育は、これまでも子供たちに生きる力を与えるために、総合学習等の時間を通じて心の教育を行い、それが大分浸透してきたのですが、一般的に抽象論になりがちで限界がありました。そこで、これからは、学校教育の中でも、裁判官の出張講義などを通じて、リーガルリテラシーを浸透させていくことが大事だと思います。私の経験上、学校の授業で人権教育を受けてもなかなか実感として捉えられませんでしたので、やはり、出張講義に来た裁判官の生の話を聴いたり、実際の裁判を傍聴するとか、そういうことを体感してはじめて人権感覚が学べるのではないのでしょうか。資料にある法廷傍聴に来た学生の感想文を見ると、社会正義に感銘を受けたり、裁判を実体験して自己を発見したりしているのがよく分かります。

私は別な角度から考えているのですが、裁判所が広報活動として学校教育と関わるというよりは、むしろ学校教育が裁判所とどう関わるかという視点からアプローチすべきではないかと思います。

○ 地域社会が、裁判所に対して持っているニーズについて意見はありますか。

■ B 東京地裁のような講師派遣制度があれば、いくらでもニーズはあります。県や市町村が行う生涯学習や男女共同参画関係の協議会での講師、

特にDVの防止と救済に関する研究会などの講師を確保できずに大変困っている状況です。裁判所は受け身で待つよりも積極的に出て行くことが必要です。その方が、これまでの敷居の高さを払拭するのに、遙かに効果があります。

- H 検察庁でも、これから裁判員制度に関わっていくことになることから、十分な広報活動を行う必要があると考えています。市民の皆様にとって、検察庁は、裁判所よりも馴染みの薄いところで、警察官と検察官との違いさえ分からないというのが現状です。そういう意味で、危機感を持って取り組まなければならないと思っています。広報活動の一つとして、検察官を高校に派遣して講義を行っています。検察庁には地元出身の副検事がいて、出身高校へ出向き派遣講義を行った例が2件ありますが、割と好評だったと聴いています。

刑事裁判では、検察官は一方当事者としてアピールしやすいのですが、裁判所は、公平中立な第三者という前提があり、裁判官が講師として派遣されたときに、果たしてどこまで踏み込んでいいのかという難しい側面があると思います。

- A 裁判官と検察官には、高校に限らず、是非、大学にも講義に来ていただくようお願いします。
- E 小学校にも派遣すべきです。高学年であれば、充分理解できると思います。
- A 私は法科大学院で刑事法を教えています。講義の中で別件逮捕や勾留などの話をしても、裁判官や検察官といった実務家が話すのとでは、理解度が全く違うと思います。
- C 実際に、大学のゼミで講義したこともあります。
- D 資料を見ますと、法廷傍聴は本庁に集中しているようですが、鹿屋支部などの地方で傍聴することはできますか。

また、大隅エリアで出張講義をお願いすることができますか。

- いずれも可能です。出張講義については、鹿屋支部に支部長判事と簡易裁判所判事がおりますし、大隅簡易裁判所に簡易裁判所判事がおりますので、依頼があれば、できるだけ御希望に応じるよう努力いたします。

■D 鹿屋支部では、どの程度法廷傍聴があるのですか。

- ▲ 統計を取っているわけではありませんが、鹿屋支部に聴いたところ、昨年度、法廷傍聴の依頼があったのは2、3件ということでした。

■D 本日話し合った内容、特に法廷傍聴の受け入れや、出張講義などについては、管内の裁判所にはどのように伝わるのですか。ここで協議した認識は、管内でも同様と置いていいのですか。

- 私達は、つつい鹿児島本庁を中心に考えがちですが、管内には5支部10簡裁があり、今後、ここでの議論はもちろんのこと、法廷傍聴や出張講義などへの取り組む姿勢については、管内に広めて行くことが大事なことであると思います。広めて行く方法も検討したいと思っています。

■C 派遣して講義を行うという点に関して、裁判所には、裁判官の他に書記官、調査官などの専門の職員がいますので、ニーズによっては、それらの職種を利用することも可能であり、そうすればもっと門戸が広がるのではないかと考えています。実例として、破産係の書記官が、毎年、福祉事務所で新しく生活保護を担当することになった人たち約80人を対象とした研修で講義を行っています。

現状では、多くの派遣依頼があった時には、裁判官だけでは到底手が回らないので、こういった職種が講義に行くということを含めて議論することも必要ではないかと思えます。

なお、これらは、まだシステム化されているわけではありませんし、要望があれば対応するという形です。

・ 裁判所見学会について（資料6 関係）

○ 今年の1月18日（日）、新庁舎完成記念として、一般市民を対象に裁判所見学会を開催しました。目玉として裁判官などによる模擬裁判を行いました。■E委員にも裁判長役をお願いしました。当初、見学者は200人程度であろうと予想していたのですが、最終的には960名もの来庁者があり大好評のうちに終えることができました。新庁舎であったことや、NHKの昼のニュースで取り上げられたことが影響したものと思われます。そこで、今後このような裁判所見学会を定期的を開催することについて、御意見をお聞かせください。

■E 模擬裁判に参加でき、私自身とても良い経験をさせていただいたのですが、この見学者のアンケートを読ませていただくと、見学会を概ね好意的に捉えているようですし、市民が裁判所を知る良い切っ掛けになったと思いますので、今後も見学会は開催することが望ましいと考えます。回数は、年1回程度、多くて2回程度でしょうか。

■B これだけ好評だったのですから、年2回程度、定期的実施されたらどうでしょうか。

感想文の中で、実際の事件では有罪だったのが、模擬裁判では無罪とする人の意見が多かったというのはどういうことですか。

■C 模擬裁判を見学した皆さんにお願いしたアンケートの中に、模擬裁判を見て有罪か無罪か率直な意見を聞く設問があったのですが、その結果が無罪と書かれた方が多かったということです。模擬裁判は、実際に有罪になった事件をもとにしてシナリオを作成しましたが、皆さんが迷うように少し証拠関係を変えてあるところもありますので、そういう結論になったのだと思います。

■H 年1回程度開催されることが望ましいと思います。特に、裁判員制度が始まり、いつ自分が裁判員になるかもしれないという状況があるわけ

ですから、定期的な開催は必要だと思います。

■F 事前準備の大変さを考えると、年2回が適当だと思います。

・ 次回の協議テーマについて（別紙の裁判所案を提示）

■D 裁判所の提案どおりで結構です。

委員として提言していくために、裁判所で使用する専門用語を教えてくださいただければ有り難いのですが。

■A 裁判所の提案どおりで結構ですが、特に、簡易裁判所の窓口相談の充実について協議できればと思います。一般的に考えて、裁判所を利用しなければならない人たちの大多数は、簡裁の少額訴訟や調停だと思われるからです。

■H 裁判所の提案どおりで結構です。

■B 裁判所の提案どおりで結構です。

■E 1と3が中心でしょうか。

○ それでは、裁判所が提案したテーマでよろしいでしょうか

（全委員） 異議なし。

○ それでは、次回は裁判所が提案したテーマについて協議いただくこととしますが、次回期日の少なくとも1ヶ月前までには、裁判所側から、テーマに関する資料（裁判所の現状等を含む。）を提供させていただきますので、是非事前にお読みいただき、意見や提言を用意していただくようお願いいたします。

・ 次回期日（確認事項）

次回期日は、平成16年12月6日（月）午後1時30分から同4時00分までとする。

(別紙)

第3回鹿児島地方裁判所委員会議事テーマ（案）

裁判所が国民にとってより利用しやすくなるための方策について

- 1 裁判所の窓口相談の充実
- 2 インターネットの利用による申立てなど
- 3 総合案内所，案内人，案内板などの充実
- 4 離島，遠隔地における裁判事務の在り方
- 5 その他